

鳥取市安全で安心なまちづくり実施計画

— 犯罪のない鳥取市を目指して —

実施年度

令和8年度～令和12年度

(令和8年4月策定)

鳥取市

第 1 実施計画策定の趣旨等	1
1 実施計画策定の趣旨		
2 推進期間		
3 基本計画の基本的考え方と施策推進の考え方		
第 2 実施計画の策定と推進方針等	2
1 実施計画策定にあたっての留意事項		
2 実施計画の推進方針		
3 実施計画の修正		
別表 市の取り組み	3

第1 実施計画策定の趣旨等

1 実施計画策定の趣旨

「鳥取市安全で安心なまちづくり実施計画」（以下「実施計画」という。）は、「鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例」に基づき策定した「第3期鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画」（以下「基本計画」という。）の施策を計画的かつ効果的に推進していくための実施指針として、具体的な施策をまとめた短期計画として策定するものです。

2 推進期間

この実施計画の推進期間は、基本計画の計画期間である令和8年度から令和17年度までの前半期間である、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

3 基本計画の基本的考え方と施策推進の考え方

実施計画策定の根拠となる基本計画は、犯罪の現状や生活環境の変化を踏まえ、

- ① 自らを守る意識の高揚
- ② 連携体制・情報共有の推進
- ③ 協働による地域における防犯活動の推進
- ④ 犯罪が起こりにくい都市環境の整備
- ⑤ 再犯防止対策の推進

を課題として捉えるとともに、市民が安全で安心して暮らせるまちづくり推進の基本的な方針としています。

また、施策の推進にあたっては、基本的な方針に基づき、地域社会を構成する市、市民、事業者及び土地所有者それぞれが協働して犯罪のない地域社会を目指すこととしています。

第2 実施計画の策定と推進方針等

1 実施計画策定にあたっての留意事項

実施計画の策定にあたっては、次の点に留意することとします。

- これまでの成果や課題を踏まえるとともに、実行した施策の結果を踏まえ、新たな課題を把握して次年度につなげる。
- 可能な限り数値や具体的な目標を掲げ、達成状況の把握を行う。

2 実施計画の推進方針

本計画を推進するにあたっては、「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」をはじめとする関連計画や関連事業との連携・整合性を図るとともに、庁内各部署、関係機関との調整のもとに事業を実施します。

3 実施計画の修正

施策の実施にあたり計画どおり進まなかったものについては、適宜原因の分析や見直しを行うものとします。

また、本市を取り巻く社会情勢や犯罪状況等の的確な把握に努め、基本計画と現状との整合性を図りながら、必要に応じて本実施計画の修正を行うこととします。

第4章安全で安心して暮らせるまちづくりの施策の推進 1 防犯対策の推進(1)市の取り組み		令和8年度から令和12年度の方針	令和8年度の取り組み目標	担当課
ア 知識の普及と啓発活動の推進	(ア) 地域の防犯意識の高揚	不審者情報等を元に児童に注意喚起を行うとともに保護者連絡ツールを活用し、保護者や地域等と速やかに情報共有する。	校区内の学校や地域等との速やかな情報共有の実施	学校教育課
		児童生徒、保護者、地域等から提供された不審者等の情報を警察等関係機関と速やかに情報共有する。	関係機関等との速やかな情報共有と連携を図る。	学校教育課
		消費生活相談、地域への出前講座等の機会を活用し、情報共有と地域防犯意識の高揚と促進を図る。	地域へ出向く出前講座、消費生活に関する研修等において、啓発チラシを提供し、防犯意識の高揚促進を図る。	市民総合相談課
		市民から入手した特殊詐欺などの防犯情報は、市公式ウェブサイトに掲載するとともに、警察・関係機関へ速やかな通報を行う。	市公式ウェブサイトへ消費者被害の防止に関する注意喚起情報を掲載、CATVでの文字放送、ポスター等の掲出、被害情報については警察へ通報する。	市民総合相談課
		少年補導員研修(少年愛護センター)を通じて、青少年の健全育成・非行防止活動に対する情報共有と地域防犯意識を高揚促進する。	・少年補導員研修会の実施(年2回) ・広報車による「強調月間」(年2回)中、全市への広報・啓発活動の実施	生涯学習・スポーツ課 (学校教育課)
		防犯情報の収集、市民への情報提供による防犯意識の高揚	警察からの防犯情報、防犯関係行事等につき、安全安心だより等での情報提供を行うことにより、地域住民の防犯意識の高揚を図る。	協働推進課
	(イ) 広報活動の推進	重大・悪質事案の発生を確認した場合の速やかな情報提供の実施	警察等関係機関と連携を図りながら、報道機関に対して情報提供を行い、市民等の安全を図る。	協働推進課
		各種広報媒体を活用した防犯関係広報の推進	・市報、市公式ウェブサイト、文字放送、安全安心だより等を活用した防犯情報の提供を行う。 ・安全安心だよりを活用して「あんしんトリピーメール」の周知を図る。	協働推進課
		市報、市公式ウェブサイト、出前講座等を活用した広報活動の推進	市報、市公式ウェブサイトへ消費者被害の防止に関する注意喚起情報を掲載し、出前講座における情報提供、FMラジオ番組・CATV番組に出演し、広報を実施する。	市民総合相談課
	(ウ) 市主催イベントにおける啓発活動	街頭キャンペーン、防犯イベント等での市民等に対する啓発活動の推進	関係機関・団体と連携して各種街頭キャンペーン、防犯イベント等での啓発活動を推進する。	協働推進課
		公民館行事等に際し、消費問題啓発パネルの展示、チラシの配布、啓発DVDの活用を図る。	消費者啓発イベントにおける消費生活相談窓口の周知と消費者問題啓発チラシの配布及び全ての地区公民館において消費者啓発巡回パネル展を実施する。	市民総合相談課
	(エ) 事業者への啓発活動等	事業者等が参加する会議等の機会を活用した事業者及び事業所従業員に対する啓発活動の推進	県、警察等関係機関・団体と連携して、事業者及び事業所従業員に対する防犯意識の高揚を図る。	協働推進課
地域が行う安全で安心なまちづくりに資する活動への協力及び支援への協力要請		事業所周辺地域が行う防犯施策に対し、協力がなされるよう働きかけを行う。	協働推進課	
イ 地域における防犯活動への支援	(ア) 地域の自主的な防犯活動への支援及び相談体制の充実	防犯情報の提供及び発信	市公式ウェブサイト、公式LINE等のSNS、文字放送、安全安心だより、チラシ、パンフレットの配布、掲示物等により防犯関係情報を提供する。	協働推進課
		自主防犯団体等への各種活動支援の実施	自主防犯活動団体補助事業に基づき、「自主防犯活動団体補助金」、「防犯ベスト、キャップ支給事業」を実施し、自主防犯活動団体の活動を支援する。	協働推進課
		庁舎窓口、電話等による相談体制の充実	防犯担当職員の配置により相談体制を確保する。	協働推進課
		出前講座の開催及び啓発パネル、啓発DVDの貸出	地域からの依頼による消費生活に関する出前講座を実施するほか、全ての地区公民館を対象とした消費者啓発巡回パネル展において啓発DVDの貸出を行う。	市民総合相談課
		鳥取市消費生活センターにおける各種相談の対応	消費生活相談への対応	市民総合相談課

第4章安全で安心して暮らせるまちづくりの施策の推進 1 防犯対策の推進(1)市の取り組み		令和8年度から令和12年度の方針	令和8年度の取り組み目標	担当課
		地域運営組織が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する、地域課題への対応、地域の結束向上に資する活動・事業への助成	「協働のまちづくり助成事業」、「協働のまちづくり特別助成事業」、「協働のまちづくり一括交付助成事業」を活用し、地域活動への助成を行う。	協働推進課
	(イ) 表彰の実施	防犯活動に功績のあった市民等への顕彰を通じた防犯意識の高揚	各種広報媒体を利用して、表彰候補者の募集広報を適切に実施し、制度の活性化を図る。	協働推進課
ウ 犯罪が起りにくい都市環境整備の推進	(ア) 道路照明灯及び防犯灯の整備	防犯灯の新設・更新による夜間の防犯機能の強化	町内会からの申請に適切に対応し、持続可能な防犯灯の新設・更新を行う。	協働推進課
		道路照明施設設置基準に基づき、整備・維持管理を図る。	適切な維持管理を行う。	道路課
	(イ) 防犯カメラの適切かつ効果的な整備・運用の推進	「市有施設防犯カメラ整備方針」に基づく運用及び市有施設に防犯カメラを整備する際の適切な位置の検討	市有施設の防犯カメラ設置状況を適宜把握するとともに、「市有施設防犯カメラ整備方針」に即した運用がなされているか確認を行う。	協働推進課
		市民等が防犯カメラを設置(計画)する場合の相談対応及び啓発活動の実施	市民等からの相談に対し、適切な設置がなされるようアドバイスする。	協働推進課
	(ウ) 駐車場及び自転車駐輪場等における安全対策	市営住宅敷地内の安全対策を実施する。	住宅管理人等と連携しながら安全点検の実施	建築住宅課
		盗難や器物損壊等の犯罪を防止するため施設の整備や管理運営強化に努め、防犯対策を講じる。	駐輪場内の巡回・消灯・施錠の徹底し、盗難等防止策の周知を図る。	交通政策課
	(エ) 公園や公衆トイレにおける安全対策	指定管理者や公園愛護会の協力を得ながら、公園の安全対策を実施する。	・ 照明灯や樹木等の点検及び修繕、見通しの確保、防犯カメラの設置検討に努める。 ・ 落書きやごみの不法投棄等の防止措置を図る。 ・ 公園トイレの整備および既設トイレの点検、照度の確保に努める。	河川公園課
		市営住宅敷地内の安全対策を実施する。	団地敷地内公園の照明設備及び遊具等の点検の実施	建築住宅課
	(オ) 建物における安全対策	長寿命化計画に基づいた市営住宅の改修等時に防犯・安全対策を考慮した計画及び設計を行う。	市営住宅改修工事の実施	建築住宅課
		本庁舎と駅南庁舎の防犯カメラの適切な管理・運用	設置済みの防犯カメラについて適切な管理・運用を行う。	財産経営課
	(カ) 市有地における安全対策	市営住宅敷地内及び所管市有地の適切な施設の整備及び維持管理を行う。	照明設備等の点検を行う。	建築住宅課
	(キ) 通学路等の安全対策	定期的な点検及び合同点検等の結果を踏まえ、適切な維持管理等を行う。	定期点検、合同点検等を行い、死角をつくらぬ街路樹等の配置、剪定及び道路施設の修繕等を実施する。	道路課
必要に応じて、交通管理者と調整し、街路灯等の整備を行う。		交通管理者による横断歩道などの新たな施設が整備された場合、街路灯等の整備を行う。	道路課	
適切に施設の整備及び維持管理を行う。		市営住宅敷地内及び所管市有地の照明設備等の点検を行う。	建築住宅課	
関係機関による通学路の合同安全点検を実施する。		通学路合同安全点検を実施し、必要と判断された対策の早急な実施に努める。	学校保健給食課	
エ 保育・幼稚園、小・中・義務教育学校等における安全対策の推進	(ア) 保育・幼稚園、小・中・義務教育学校等の防犯管理体制の整備	施設の安全管理マニュアルに基づき、防犯訓練時に管理体制の確認・点検・見直しを実施する。	防犯訓練を実施し、園児を避難・誘導・保護するスキルを習得し、対応手順を身につける。	幼児保育課
		各学校で防犯管理体制を整備する。	不審者対応マニュアルの確認と見直しを行う。	学校教育課
		各学校で定期的な安全点検を実施する。	各学校で教室・施設等の定期的な安全点検を実施する。	学校教育課
		警察等関係機関と連携した実践的な不審者対応訓練を実施する。	警察等関係機関と連携した不審者対応訓練を実施する。	学校教育課

第4章安全で安心して暮らせるまちづくりの施策の推進 1 防犯対策の推進(1)市の取り組み	令和8年度から令和12年度の方針	令和8年度の取り組み目標	担当課
	防犯カメラの適切な管理・運用	防犯カメラの適切な管理・運用ができるよう、点検・確認を行う	生涯学習・スポーツ課
(イ) 侵入者の防止対策	物理的遮断、監視、検知、体制整備を行う。	施設への出入り口を1箇所とするなど施設出入り口の制限を行う。	幼児保育課
	玄関、各出入口の施錠の励行を全園で行う。	職員の施錠の習慣化と、防犯の意識付を行う。	幼児保育課
	防犯カメラの適切な管理・運用を行う。	防犯カメラの適切な管理・運用ができるよう、点検・確認を行う。	幼児保育課
	出入り口の見直しと施錠の励行による防犯対策を行う。	施錠を徹底する。	
	非常警報装置等の防犯警備機器を活用する。	機械警備の委託および機器の適切な管理により施設の安全対策を図る。	教育総務課
	防犯カメラの適切な管理・運用	設置済みの防犯カメラについて適切な管理・運用を行う。	
	防犯カメラや非常警報装置等の防犯警備機器を活用する。	学校施設への出入り口をできるだけ少ない箇所に限定する。	学校教育課
(ウ) 保護者、地域、関係機関等との連携の強化	防犯情報の積極的な発信と情報共有	市公式ウェブサイト、安全安心だより等の広報媒体を活用し、防犯情報の共有を図る。	協働推進課
	警察・地域等から提供された不審者情報を保育支援システム、メール等を活用し、即時各園に送付し、園ごとに保護者・地域に周知を行う。	不審者情報の迅速な共有を、園内掲示やICT等を通じて行う。	幼児保育課
	園ごとに、緊急連絡体制の点検・修正を毎年行い、保護者・地域等との連携体制を整える。	保護者、地域等との情報共有体制の周知や共有を行う。	幼児保育課
	不審者情報について、保護者連絡ツールを活用し保護者と共有するとともに、速やかに校区内の学校や地域等と情報共有する。	不審者等の情報共有を関係機関と速やかに行う。	学校教育課
	少年愛護センターによる関係機関との連携と街頭パトロール活動の充実強化	・ 毎週2回(火・金)のパトロール活動(年160回) ・ 学校の会議日、振替休業日等の巡回パトロール	生涯学習・スポーツ課
(エ) 「こども(かけ込み)110番の家・店」等の拡充	警察等関係機関と連携し、家庭や事業所等の協力が得られるように周知・啓発を行う。	「こども(かけ込み)110番の家・店」の児童生徒への周知を図る。	学校教育課
	緊急時の避難場所として、地域と連携し子どもの安全を確保する。	園だより、玄関掲示板等で、保護者への周知徹底を図る。	幼児保育課
(オ) 安全教育の充実	警察等関係機関と連携した実践的な不審者対応訓練や防犯教室・講習を計画的に実施する。	警察等と連携した訓練を年に1回は実施し、計画の見直しを行う。	幼児保育課
	警察等関係機関と連携した実践的な不審者対応訓練や防犯教室・講習等を計画的に実施する。	警察等関係機関と連携した実践的な不審者対応訓練等を実施する。	学校教育課
	小・中・義務教育学校でタブレット端末、スマートフォン、ゲーム機等の使い方やマナーについて、教職員、児童生徒、保護者の研修を実施し啓発を行う。	参観日等、児童生徒だけでなくPTAや地域の方などにも啓発が行えるような実施を促し、啓発活動の効果を高める。	学校教育課
(カ) 子どもたちの参画による安全対策の推進	「地域安全マップ」づくりのような実践的な被害防止教育を推進する。	通学路周辺の危険個所の確認や点検を児童生徒とともに実施する。	学校教育課
	全園児が警察等関係機関と連携した実践的な不審者対応訓練や防犯教室等に参画する。	定期的な訓練や防犯教室に参加し、園児の防犯意識の向上を図る。	幼児保育課
(キ) 施設及び通学路周辺の安全点検	関係機関との連携による定期点検と整備	園、保護者、地域住民等の視点で危険個所等を確認し、情報共有を行う。	幼児保育課
	毎年、非常通報装置など防犯警備機器の点検整備を行う。	年に数回、訓練時に作動させ動作確認を行う	幼児保育課

第4章安全で安心して暮らせるまちづくりの施策の推進 1 防犯対策の推進(1)市の取り組み		令和8年度から令和12年度の方針	令和8年度の取り組み目標	担当課
		年1回実施する通学路の点検などの機会を活用し、教職員、保護者等関係者との情報共有を図る。	通学路合同安全点検を実施し、結果を教職員、保護者に共有する。	学校保健給食課
		学校施設の安全点検の定期的実施や通学路周辺の危険箇所等の情報共有を図る	学校施設の安全点検を定期的実施する	学校教育課
		交通安全対策協議会等と連携した学校等周辺の防犯課題の把握	交通安全運動、各種広報活動等を通じ、要改善箇所の把握に努める。	協働推進課
オ 青少年等を対象とした施策の推進		少年愛護センターによる関係機関との連携と街頭パトロール活動の充実強化	・ 毎週2回(火・金)のパトロール活動 ・ 学校の会議日、振替休業日等の巡回パトロール ・ 各地区公民館と情報交換(随時)	生涯学習・スポーツ課
		SNS利用に伴う犯罪被害の防止及び犯罪行為への加担等の防止に資する広報啓発の推進	闇バイト等SNS利用に伴う各種トラブルを防止するため、関係機関・団体と連携し広報啓発を推進する。	協働推進課
カ 高齢者、障がいのある人を対象とした施策の推進		各種広報媒体や会合等の機会を活用した、必要な知識の普及・啓発の推進	安全安心だより等により自主防犯活動団体に対し、防犯情報を提供するとともに、各種会合を通じて、防犯知識の普及に努める。	協働推進課
		高齢者等に対する特殊詐欺被害防止広報の実施	関係機関・団体と連携し、特種詐欺被害の未然防止に資する広報を実施する。	
		市民等に対する各種広報媒体を活用した注意喚起の推進	市公式ウェブサイト、安全安心だより等の広報媒体を活用した市民への注意喚起を推進する。	
		民生児童委員等と連携する。	民生児童委員等と情報共有し、高齢者・障がい者宅の訪問時などによる注意喚起を行う。	地域福祉課
		市民総合相談窓口の業務や出前講座などの機会を通じて、高齢者・障がい者等に対する注意喚起を図る。	相談窓口での注意喚起及び出前講座や啓発パネル展を通して高齢者や障がい者等に対する注意喚起を図る。	市民総合相談課
キ 人材の育成		少年補導員研修(少年愛護センター)を通じて、青少年の健全育成・非行防止活動に対する情報共有と地域防犯意識の高揚促進することを目的とした研修会の実施	少年補導員研修会の実施(年2回)	生涯学習・スポーツ課
		地域における防犯活動を推進する人材の育成	市職員の各種防犯研修会への参加及び自主防犯活動団体の参加促進を図る。	協働推進課
ク 空き家等の適正な管理の促進		空家等の実態把握を継続して行う。	危険な状態が改善されない空家等について、定期的に現地確認を行い、実態把握に努める。	建築指導課
		危険な空家等に対して、適正な管理を促す。	危険な空家等の所有者等に対して文書送付や訪問による助言・指導を行い、適正な管理を促す。	
ケ 推進体制・情報共有の充実		実施計画の取組状況の検証、新たな防犯課題が生じた場合の推進体制の見直し	庁内、関係機関・団体との連携強化を図り、実施計画施策の推進状況を確認する。	協働推進課
		各地区防犯協議会との連携	市が参画する各地区(鳥取、浜村、智頭)防犯協議会との情報共有を図り、連携体制を強化充実する。	協働推進課
		地域や警察の関係機関等と情報を共有しながら連携する。	地域や警察等の関係機関と情報共有等を行い、連携を図る。	学校教育課
		少年愛護センターによる関係機関との連携と街頭パトロール活動の充実強化	・ 毎週2回(火・金)のパトロール活動 ・ 学校の会議日、振替休業日等の巡回パトロール ・ 各地区公民館と情報交換(随時)	生涯学習・スポーツ課
2 再犯防止対策の推進		令和8年度から令和12年度の方針	令和8年度の取り組み目標	担当課
再犯防止対策の推進		犯罪をした者等が、孤立することなく、再び社会を構成する一員となることが出来る地域づくりを進める。	保護司、更生保護女性会等の更生保護ボランティアの確保と更生保護給産会等の更生保護団体の活動を支援する。	地域福祉課
		再犯防止や更生保護に関する理解促進に資する広報活動の実施	各種広報、会議・会合の機会を捉えて再犯防止対策の理解促進を図る。	地域福祉課 協働推進課